

1 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

【対象者】

障害程度区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者

ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者

- (1) 区分2以上に該当していること
- (2) 障害程度区分の調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること

「歩行」 「3 できない」

「移乗」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」又は「4 全介助」

「移動」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」又は「4 全介助」

「排尿」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」又は「4 全介助」

「排便」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」又は「4 全介助」

2 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

【対象者】

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者

※平成26年4月から対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大する予定

具体的には、障害程度区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者

- (1) 二肢以上に麻痺等があること
- (2) 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

3 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

【対象者】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である者

ただし、身体介護を伴う場合を算定する場合にあつては、下記のいずれにも該当する者

- (1) 区分2以上に該当していること
 - (2) 障害程度区分の調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること
- | | |
|------|-----------------------------|
| 「歩行」 | 「3 できない」 |
| 「移乗」 | 「2 見守り等」、 「3 一部介助」又は「4 全介助」 |
| 「移動」 | 「2 見守り等」、 「3 一部介助」又は「4 全介助」 |
| 「排尿」 | 「2 見守り等」、 「3 一部介助」又は「4 全介助」 |
| 「排便」 | 「2 見守り等」、 「3 一部介助」又は「4 全介助」 |

4 行動援護

障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

【対象者】

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者で、障害程度区分が区分3以上であり、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上（障害児にあつてはこれに相当する心身の状態）である者

5 移動支援事業

1. 全身性障害者及び全身性障害者に準ずる者(下記注意参照)(重度訪問介護又は介護保険対象者は除く。)
2. 視覚障害者(同行援護対象の方はグループ支援のみ。)
3. 知的障害者(重度訪問介護又は行動援護対象者は除く。)
4. 精神障害者(重度訪問介護又は行動援護対象者は除く。)

注意

「全身性障害者」とは、両上肢、両下肢のいずれにも障害があつて、身体障害者手帳1級の者。
また、「全身性障害者に準ずる者」とは、上肢及び下肢のいずれにも障害があつて、身体障害者手帳の下肢又は体幹が1級から3級の者

障害者(児)の社会的不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動支援。ただし、経済活動や通学、通所等の通年にわたる定例的な外出は対象としません。

1. 個別支援
個別の支援で月25時間が上限
2. グループ支援
複数の障害者が同時に支援を受ける支援で月5回が上限